

議員提案第 18 号

地方自治法改正法案に係る「国の補充的指示」の
慎重審議を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 6 年 3 月 26 日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

飯塚孝子
渋谷明治
倉茂政樹
野村紀子
武田勝利
鈴木木映
加藤大弥
宇野耕哉
細野弘康
高橋聡子
深谷成信
小柳聡
小林裕史
野口光晃
青木学
竹内功
石附幸子
小泉仲之
中山均
幸田健太

地方自治法改正法案に係る「国の補加的指示」の慎重審議を求める意見書

昨年末の第33次地方制度調査会の答申を受け、政府は現在開会中の第213回通常国会に地方自治法の改正案の提出を準備してきました。この改正案では、大規模災害や感染症蔓延など「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生した場合、個別法に規定がなくとも「国の補加的指示」として、自治体に必要な指示を行なうことができるとの特例を設けることとしています。

しかし、この「補加的指示」の要件となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」については、どのような事態を想定しているのか具体的に示されておらず、また立法事実も明らかにされていません。

これは、2000年の地方分権一括法で明確にされた「国と地方は対等」「国の関与は必要最小限とし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない」とする考えから逆行するものであり、国への集権化を進め、地方分権、地方自治を後退させるおそれがあるものと言わざるを得ません。

この改正案に対し、全国知事会は「国と地方の対等な関係が損なわれる」との懸念を示し、第33次地方制度調査会の会合に出席した全国市長会会長や全国市議会議長会会長も「行使する際の要件は極めて限定的な制度とする前提で慎重に議論を」との旨、発言しています。

本年3月1日に閣議決定されて衆議院に提出された改正案は、これらの懸念に一部配慮したものになったものの、全国知事会は「法案上必ずしも明記されていない点もある」と指摘し、「(国の)指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう」求めています。

この間、私たちは、2020年から始まった新型コロナウイルス感染症や今回の能登半島地震などを通して、国から地方への一方向の指示や介入ではなく、現場の具体的な情報や自治体の取組と、それを様々な側面から支える国との協働や対等な議論こそ、有効な対策を進める力になってきたことを経験しています。性急な議論は、真に必要な施策や対策を遅らせることにもつながりかねません。

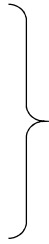
よって、本市議会は、国と地方自治体の健全な関係を維持、発展させる観点から、政府と国会に対し、「国の補加的指示」を含む地方自治法の改正法案の審議を急ぐことなく、広く全国の地方自治体関係者の声を聞きながら、丁寧で慎重な議論を尽くされるよう、求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月26日

新潟市議会議長
皆川英二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣（地方創生）
総務大臣



宛て